

令和2年竹田市農業委員会6回総会議事録

1. 日 時 令和2年6月5日(金) 午後1時30分～午後2時36分

2. 場 所 竹田市役所庁議室

3. 出席委員 13名

1番 丹 統司、2番 小伏間敬雄、3番 佐藤 博一、4番 本郷 敦子、5番 麻生 敏明、6番 渡部美保子
7番 馬場 一己、8番 和田 京子、9番 長野 幸生、10番 志賀 一幸、11番 工藤 一美、12番 原 眞治
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第39号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	23件
議案第40号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	11件
議案第41号	農用地利用集積計画の承認について	5件
議案第42号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	2件
議案第43号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第44号	非農地証明について	4件
議案第45号	空き家に付随した農地の指定申請書について	1件
議案第46号	令和元年度農業委員会活動の点検・評価について	1件
議案第47号	令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について	1件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番 工藤一美委員、12番 原 眞治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より説明を求めます。

事務局

報告第11号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、4件ありましたので報告します。

1番及び3番の案件は、議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。2番の案件は、議案第42号 大分県農業農村振興公社へ所有権移転する農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。4番の案件は、議案第41号 基盤強化法の利用権設定による農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものであります。

続きまして、報告第12号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、3件ありましたので報告いたします。

議長

報告事項について、質問等はありませんか。いいですか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第39号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	23件
議案第40号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	11件
議案第41号	農用地利用集積計画の承認について	5件
議案第42号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	2件
議案第43号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第44号	非農地証明について	4件
議案第45号	空き家に付随した農地の指定申請書について	1件
議案第46号	令和元年度農業委員会活動の点検・評価について	1件
議案第47号	令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について	1件

以上、53件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第39号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番及び6番の案件は、10年6ヶ月の使用貸借を行うものであります。

2番から5番、17番、22番から23番の案件は、10年間の賃借権による権利の設定を行うものであります。

そして7番から16番、18番から21番の案件は、10年6ヶ月の賃借権による権利の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第39号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第39号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第40号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先程の議案第39号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第40号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間及び10年6ヶ月間の使用貸借及び賃借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。資料をつけておりますが、〇〇〇〇の方にカット野菜の会社〇〇〇〇がありますが、その生産を担う法人ということで竹田市に設立されています。竹田では、インゲン・里芋・ほうれん草の作付け計画になってはいますが、今回の作付けは、ほうれん草を作付けすることです。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由としましては、荻町馬場については「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」それ以外につきましては「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃借権へ移行」であります。

6番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

7番の借受人については、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

8番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由としましては、「同法人は、人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」であります。

9番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

これについても経営改善計画書の写しを添付しておりますが、元々は〇〇〇〇の方でピーマン・白ネギを生産している〇〇〇〇の代表取締役の方でございます。夏作で、温暖化の影響により〇〇〇〇で白ネギの収量が下がったため、竹田市の冷涼な高冷地で白ネギを作付けしたいとのことです。会社の住所は、〇〇〇〇となっておりますが、今のところ圃場は久住の都野となっております。選定理由としましては、「同法人は、人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」であります。

10番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃借権へ移行」であります。

11番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

議長

只今、議案第40号について、担当課による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

3番 佐藤博一委員

〇〇〇〇の住所が、〇〇〇〇となっておりますがどこですか

農政課

佐藤委員は、地元の方ですのでわかると思いますが、〇〇〇〇の家があるところです。

5番 麻生敏明委員

圃場は、都野のどこですか

農政課

有氏と石原の上の方です。2カ所あります。

3番 佐藤博一委員

〇〇〇〇の方ですが、田井の圃場はどこにありますか。タバコを作っていた圃場の近くですか。

農政課

そうです。原と言われている一帯を借りるそうです。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第40号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午後1時45分)

議長

再開します。

続いて、議案第41号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。7ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力は2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力1人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年10ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、稲作中心の農家であり、

借受農地の効率的な利用が見込まれます。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第41号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第41号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第42号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第42号の1番及び2番の案件は、いずれも規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものであります。

議長

只今、議案第42号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第42号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第42号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第43号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字平田字尾園
〇〇〇〇番 外1筆 地目 田2筆 合計面積932平方メートルを所有権移転するものです。
譲受人の経営規模は、15,847平方メートルとなり、下限面積要件を満たしております。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第43号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有
しています。稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込ま
れます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第43号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字植木字栗元
〇〇〇〇番 外2筆 地目 田3筆 合計面積1,857平方メートルを所有権移転するものです。譲受人
の経営規模は、57,976平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第43号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有
しており、稲作・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込ま
れます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第43号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字岩本字岩本〇〇〇〇番 外3筆 地目 田3筆、畑1筆 合計面積2,566平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,468平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1番 丹統司委員

議案第43号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、その他ハーベスター1台を所有しており、稲作を中心として冬場はサフランを作る農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

こちらの案件は、新規ですので営農計画書を添付していますので、併せて確認していただければと思います。それでは、説明をさせていただきます。議案第43号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字君ヶ園字ハズヤスミ〇〇〇〇番 外2筆 地目 田3筆 合計面積1,267平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、1,267平方メートルとなり、農業振興地域内の農用地に含まれない農地であり、下限面積要件の10アールを超えていますので、下限面積要件を充たします。

議長

1番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1番 丹統司委員

議案第43号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、耕運機1台、申し込むときにハーベスターを書き忘れたとのことですが、ハーベスター1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利

用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思われます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第43号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字米納字淵端〇〇〇〇番 外1筆 地目 田2筆 合計面積4,501平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、22,528平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第43号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思われます。

議長

只今、議案第43号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番 渡部美保子委員

田植え機とコンバインは、近所の人に作付けと収穫をお願いすることになっているとのこと。それで機械は、トラクター1台となっています。以上です。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第43号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第44号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第44号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字古園○○○○番外2筆 登記地目 田3筆 合計面積2,164平方メートルは、平成4年に市外へ転出したため、農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字法木○○○○番 登記地目 畑1筆 面積56平方メートルは、面積が狭いため、手作業での管理をしていたが、他の仕事もしていたため手が回らず、平成10年頃から管理ができなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字柿木○○○○番 外9筆 登記地目 田8筆、畑2筆 合計面積2,455平方メートルは、周囲を山に囲まれ獣害がひどいため、平成7年頃から管理ができなくなりました。また、○○○○番については2a未満の農業用倉庫を作りその後に、農道の拡張を行いました。現況は山林・原野、宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

9番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9番 長野幸生委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の4番の案件は、申請者 ○○○○の所有する、申請地 竹田市大字君ヶ園字フタマタ○○○○番 外5筆 登記地目 田5筆、畑1筆 合計面積1,746平方メートルは、平成8年に資材置き場にするため転用許可を受けましたが、転用が完了した後に地目の変更をしていませんでした。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

12番 原眞治委員に調査報告をお願いします。

12番 原眞治委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第44号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。議案第44号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第45号 空き家に付随した農地の指定申請書についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第45号の案件は、申請人 ○○○○氏から、申請地 竹田市大字平田字^{すだれ}簾○○○○番 外 1筆 畑2筆 合計面積435平方メートルを空き家バンクに登録された空き家に付随した農地としての指定を審議願うものです。空き家の所在地は、竹田市大字平田○○○○番地です。今回、指定が承認されますと、今後この農地は、この空き家を取得される方から農地取得の申請がされた場合、農地取得の下限面積要件が0.01アールに変更になります。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第45号の1番の調査報告をいたします。今回、申請のあった農地については、空き家バンクに登録された空き家に隣接した農地及び道を挟んだ場所にある農地であり、空き家に付随した農地として指定することは、適当であると考えます。

議長

只今、議案第45号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第45号について、空き家に付随した農地を指定することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号 空き家に付随した農地の指定については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第46号 令和元年度農業委員会活動の点検・評価についての説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務づけられています。毎年「活動計画」と「点検・評価」を6月30日までに竹田市公式ホームページにて公表しています。今回は、年度当初にたてた農業委員会の活動計画について、年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。

議案書の25ページには「31年4月1日現在の農業委員会の状況」を記載しています。26ページには「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について記載しています。集積目標2,744ヘクタールに対し、実績2,977ヘクタール、108.5パーセントの達成となっています。

27ページは「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についての実績を記載しております。

28ページは「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」です。2haの解消目標に対して、解消までには至らず、実績は0haと厳しい結果でした。

29ページは「Ⅴ 違反転用への適正な対応」です。現地調査や利用状況調査の折に確認し、新たな転用が予測される場所については未然に防ぐことが出来たと評価しています。

30ページから32ページは「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」や事務の実施状況の公表等の状況を記載しています。

以上、令和元年度の目標に対する実績についての点検評価を行ったものについて審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

9番 長野幸生委員

農業委員会活動の点検・評価に直接関係しないのかもしれませんが、田を土捨て場にした場合、農地から外さなくても埋められるのですか。道下の農地を埋めていき、埋めた後に田にすれば良いのですが、道路と同じ高さになり、更地にすることで利用価値が高い土地になると思われれます。そしてその土地を売った場合、売るときに農地転用をすればよいのですか。

事務局

基本的に農地を耕作時期に耕作をしない時、土等を入れた場合は農地造成ということで一時転用が認められます。土を盛って農地として耕作できる状態になるまでの許可を取ってもらいます。一時転用許可期間は、3年以内です。建設発生土等を用いることができますが、その場合、作物の育成に適する土で原則として1メートル以上の覆土を行っていただきます。

3番 佐藤博一委員

竹田市以外の地区の人が、竹田の農地を借りる場合、簡単に契約が出来るのですか。竹田に事務所を置か

なければいけないのですか。

事務局

農地は、他市町村の人でも借りられますので、事務所は竹田に置かなくてもよいです。今回、竹田市に事務所を構えたのは、新規就農者として認定を受けるためと考えられます。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第46号 令和元年度農業委員会活動の点検・評価についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 令和元年度農業委員会活動の点検・評価についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第47号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について を議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、議案第46号と同じく農業委員会法第37条の規定により、竹田市公式ホームページにて公表いたします。議案書33ページには農業委員会の状況で、農家や農地の概要と農業委員会の現在の体制について記載しております。

34ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、1に現状及び課題、2に令和2年度の目標及び活動計画の案を記載されております。集積目標面積は3,044ヘクタール。その内新規集積目標面積は67ヘクタールと設定し、農地中間管理機構を活用していくことを目標としています。

続きましてローマ数字のⅢ、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、1の現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況が記載されております。2の令和2年度の目標につきましては6経営体をあげ、必要に応じ就農相談を関係機関と連携しながら行っていくこととしています。

続きまして35ページのローマ数字Ⅳ、「遊休農地に関する措置」についてです。1の現状及び課題につきましては記載のとおりで、2の令和2年度の目標としては、遊休農地の解消面積1haを目指したいと考えております。その活動計画といたしまして、現地調査時の現況確認と利用意向調査を引き続き行っていくと考えております。Ⅴの「違反転用への適正な対応」につきましては1に記載しているとおり、関係機関との連携を強化し、情報を共有することで未然に防ぐようにしていきたいと考えます。また、今後ともその

ような事例が発生しないように、引き続き監視を続け実態把握に努めることとしております。

以上、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第47号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第6回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(午後2時36分)

【閉会:午後2時36分】

令和2年6月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....